

学校法人関東学院内部監査規程

(平成19年11月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人関東学院(以下「本法人」という。)における内部監査を円滑かつ効果的に行うために、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 内部監査を実施するため、理事長の下に内部監査室を置く。

2 内部監査室に、室長及び室員を置く。

(監査の対象)

第3条 内部監査の対象は、業務監査及び会計監査とする。

(監査の種類)

第4条 内部監査の種類は、定期監査と臨時監査とする。

(監査担当者)

第5条 内部監査室長及び室員は、監査担当者となり、内部監査を行う。

2 理事長の命により、前項以外の者を臨時的監査担当者に指名することができる。

(監査計画)

第6条 内部監査室長は、毎年度、監査計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

(監査の通知)

第7条 内部監査室長は、内部監査の実施にあたり被監査部署に実施の時期及び監査事項について事前に通知するものとする。

(監査担当者の権限)

第8条 監査担当者は、被監査部署の関係者に対し、内部監査を実施する上で必要な関係書類の提出及び事実関係の説明を求めることができる。

2 被監査部署の関係者は、監査担当者から監査実施上必要な協力を求められたときは、正当な理由がない限り、これに協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第9条 内部監査室長は、監査終了後、監査報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

(他の監査との連携)

第10条 内部監査室長は、監事監査及び独立監査人監査との連携に努めるものとする。

(監査担当者の守秘義務)

第11条 監査担当者は、監査の結果知り得た事項を正当な理由なく他に漏洩し、又は自ら窃用してはならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月22日から施行する。